

# 青森県報

号外第二十八号

令和四年  
三月三十日  
(水曜日)

## 目次

### 教育委員会

- 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則……………(職員福利課) ……一
- 青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則……………(文化課) ……一
- 青森県立学校学則の一部を改正する規則……………(教職員課) ……二
- 青森県立学校管理規則の一部を改正する規則……………(同) ……四
- 青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令……………(職員福利課) ……五
- 青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令……………(同) ……五

## 教育委員会

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県教育委員会

### 青森県教育委員会規則第一号

#### 青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則の一部を改正する規則

青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則(昭和三十二年一月青森県教育委員

会規則第二号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第五号中「及び三内丸山遺跡センター所長」を「三内丸山遺跡センター所長及び三内丸山遺跡センター副所長」に改める。

#### 附則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県教育委員会

### 青森県教育委員会規則第二号

#### 青森県三内丸山遺跡センター規則の一部を改正する規則

青森県三内丸山遺跡センター規則(平成三十年十月青森県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二条中「及び保存活用課」を「、保存活用課及び世界文化遺産課」に改める。

第三条に次の一項を加える。

3 世界文化遺産課においては、次の事務をつかさどる。

一 北海道・北東北の縄文遺跡群(以下「縄文遺跡群」という。)の保存及び管理に関する指導及び助言に関すること。(遺跡及び県外に所在する資産に関することを除く。)

二 縄文遺跡群の普及啓発に関すること。

三 縄文遺跡群の保存及び活用を行うための会議の運営に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、北海道・北東北の縄文遺跡群包括的保存管理計画の推進に関すること。

第六条第一項第一号中「十月三十一日」を「九月三十日」に改め、同項第二号中「十一月」を「十月」に改める。

附則を附則第一項とし、附則に次の一項を加える。

2 第五条第一項に規定する所長の職務は、当分の間、副所長が行うものとする。この場合において、第六条第二項、第七条、第九条及び第十条中「所長」とあるのは、「副所長」と読み替えるものとする。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

青森県立学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第三号

青森県立学校学則の一部を改正する規則

青森県立学校学則（昭和三十九年四月青森県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第一条中「、区分」を削る。

第一条の三を削る。

第十六条第一項を次のように改める。

前条の保護者は、次の各号の一に該当する者で、学校に対して生徒に関するいつさいの責任を負うことができる者でなければならない。

一 次のいずれにも該当する者

ア 父母、兄弟、未成年後見人又は縁故者

イ 成年者で独立の生計を営む者

二 校長が適当と認める者（特別な事情があると認められる場合に限る。）

別表第一を次のように改める。

別表第一

名 称	位 置	課 程	学 科	修業年限
青森県立青森高等 学校	青森市桜川八丁 目	全日制の課程	普通科	三年
青森県立青森西高 等学校	青森市大字新城	全日制の課程	普通科	三年
青森県立青森東高 等学校	青森市原別三丁 目	全日制の課程	普通科	三年
青森県立青森北高 等学校	青森市大字羽白	全日制の課程	普通科 スポーツ科学科	三年

青森県立青森南高 等学校	青森市西大野二 丁目	全日制の課程	普通科	三年
青森県立青森中央 高等学校	青森市東大野一 丁目	全日制の課程	総合学科 外国語科	三年
青森県立北斗高等 学校	青森市松原二丁 目	定時制の課程	普通科	三年以上
青森県立浪岡高等 学校	青森市浪岡大字	通信制の課程	普通科	三年以上
青森県立五所川原 高等学校	五所川原市字中 平井町	全日制の課程	普通科 理数科	三年
青森県立金木高等 学校	五所川原市金木 町芦野	全日制の課程	普通科	三年
青森県立木造高等 学校	つがる市木造日 向	全日制の課程	総合学科	三年
深浦校舎	西津軽郡深浦町 大字広戸	全日制の課程	総合学科	三年
青森県立鱈ヶ沢高 等学校	西津軽郡鱈ヶ沢 町大字舞戸町	全日制の課程	普通科	三年
青森県立板柳高等 学校	北津軽郡板柳町 大字太田	全日制の課程	普通科	三年
青森県立鶴田高等 学校	北津軽郡鶴田町 大字鶴田	全日制の課程	普通科	三年
青森県立弘前高等 学校	弘前市大字新寺 町	全日制の課程	普通科	三年
青森県立弘前中央 高等学校	弘前市大字蔵主 町	全日制の課程	普通科	三年
青森県立弘前南高 等学校	弘前市大字大開 四丁目	全日制の課程	普通科	三年
青森県立黒石高等 学校	黒石市西ヶ丘	全日制の課程	情報デザイン科 看護科	三年
専攻科			看護科	二年



青森県立十和田工業高等学校	青森県立弘前工業高等学校	青森県立五所川原工業高等学校	青森県立五所川原工業高等学校	青森県立青森工業高等学校
十和田市大字三本木	弘前市大字馬屋町	五所川原市大字湊	五所川原市大字湊	青森市大字馬屋尻
全日制の課程	定時制の課程	全日制の課程	全日制の課程	定時制の課程
建築科 電子科 電気科 機械・エネルギー科	工業技術科 建築科 土木科 情報技術科 電子科 電気科 機械科	電気科 電子機械科 機械科 普通科	情報技術科 電気科 電子機械科 機械科	工業技術科 都市環境科 建築科 情報技術科 電子科 電気科 機械科
三年	三年以上	三年	三年	三年以上

青森県立八戸商業高等学校	青森県立三沢商業高等学校	青森県立弘前実業高等学校	青森県立青森商業高等学校	青森県立八戸工業高等学校	青森県立むつ工業高等学校
八戸市大字十日市	三沢市春日台二丁目	弘前市大字中野三丁目	青森市大字戸山	八戸市江陽一丁目	むつ市文京町
全日制の課程	全日制の課程	全日制の課程	全日制の課程	定時制の課程	全日制の課程
情報処理科 商業科	情報処理科 商業科 スポーツ科学科	服飾デザイン科 家庭科学科 情報処理科 商業科	情報処理科 商業科	工業技術科 材料技術科 建築科 土木科 電子科 電気科 機械科	設備・エネルギー科 電気科 機械科
三年	三年	三年	三年	三年以上	三年

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

~~~~~  
青森県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第四号

青森県立学校管理規則の一部を改正する規則

青森県立学校管理規則（昭和三十二年十一月青森県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第十九条中「、校長にあつては青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の、その他の職員にあつては校長の面前において」を削り、「による宣誓書に署名して」を「の宣誓書による服務の宣誓をして」に、「行なう」を「行う」に改める。

第二十一条第二項第一号中「教育長」を「青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）」に改める。

附 則

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第三号

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会職員安全衛生管理規程（平成十年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三中「二年」を「二年以内」に改める。

第一号様式から第五号様式までの規定中「三」を削る。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

青森県教育委員会訓令甲第四号

序 内 一 般  
出 先 機 関  
所 轄 教 育 機 関

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十日

青森県教育委員会

青森県教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県教育委員会専決代決規程（昭和三十七年四月青森県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表第三所長専決事項の欄第十一号中「並びに」の下に「共同学校事務室及び」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円